

# 第三次産業の労働災害を防止しよう



## STOP! 労働災害

北海道労働局では、第12次労働災害防止計画（平成25年～29年度）に基づき、計画期間の5年間で平成24年と比較して平成29年までに

死亡災害の撲滅を目指して**死亡者の数を20%以上減少**させる

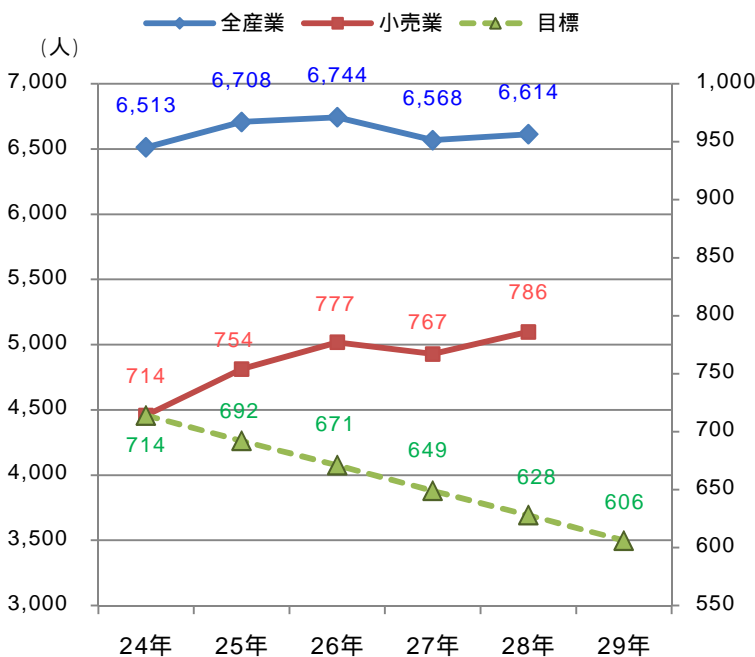
休業4日以上の**死傷者の数を15%以上減少**させる

ことを目標として取組を進めています。

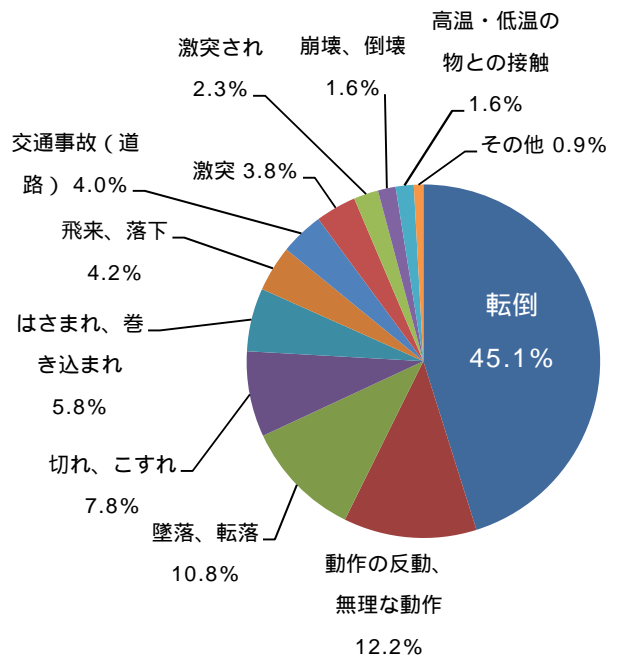
第三次産業のうち小売業の労働災害による死傷者数は近年増加傾向にあり、平成28年は786人と平成28年の減少目標を達成することができませんでした。（図1）

小売業では、転倒災害（45.1%）が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作（12.2%）、墜落・転落（10.8%）となっていますが（図2）、目標の達成のため、残りの期間は下記の取組に加えて、最も多い転倒災害にかかる防止対策を重点に取り組む必要があります。

死傷者数の推移（図1）  
（平成24～28年、休業4日以上）



小売業、事故の型別労働災害発生状況（図2）  
（平成26～28年、休業4日以上、計2,399人）



### 〔小売業における主な労働災害防止の取組〕

安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）

安全衛生教育による、4 S活動、（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動、見える化の促進

パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施

転倒災害防止対策の推進（重点）



# 安全衛生管理体制の整備

- ◆ 各種の管理者を選任しましょう。  
 衛生管理者：労働者数50人以上  
 産業医：労働者50人以上  
 衛生推進者：労働者数10人以上50人未満  
 安全推進者：労働者10人以上  
 （ 2「安全推進者の配置等の係るガイドライン」による）

- ◆ 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。  
 衛生委員会：労働者数50人以上  
 安全衛生懇談会等： 以外の事業場  
 安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

## 〔安全推進者の職務〕

- 職場環境、作業方法の改善に関すること
- 安全意識の啓発、安全教育に関すること
- 関係行政機関への安全についての各種報告、届出などに関すること

## 事業場規模別安全衛生管理体制

業種 規模 (労働者数)	小売業〔10人以上の各種商品小売業、家具・建具・ じゅう器小売業、燃料小売業は※1を参照〕 (労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種)
50~999人	
10~49人	
1~9人	

安全推進者※2



- 1 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業（労働安全衛生法施行令第2条第2号の業種）では、10人以上49人以下は衛生推進者、安全推進者にかえて「安全衛生推進者」、50人以上は安全推進者にかえて「安全管理者」の選任が必要です。また、100人以上は衛生委員会に加えて「安全委員会」の設置が必要です。
- 2 安全推進者の要件  
 安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みされている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。  
 なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。  
 ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）  
 イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

# 転倒災害防止対策

転倒災害の多くは、通路や作業場でのつまづき、滑りやすい状態で発生しています。物の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用、冬季間の凍結が主な原因です。通路等の整備や適切な履物の選定、安全教育を行いましょう。北海道では12月から3月の冬季間に多く発生しています。



### つまづき、滑りによる転倒防止対策（例）

- 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる
- 段差をできるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする
- 床の油污れや冷凍庫内の床の氷は取り除く
- 通路には物を置かない、物をはみ出させない
- 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない
- 走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない
- 通路などの床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない

### 冬季間の転倒防止対策（例）

- 滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること
- 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- 小さな歩幅で靴の裏全体をつけ、「急がずゆっくり」歩くこと
- 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること
- 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること
- 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。また、両手に物を持って歩行しないこと
- 初めて北海道の冬を経験する者に対して、安全教育を行うこと

### 《災害事例》26歳・男性

店舗の外の倉庫にごみを出しに行く途中、凍結路面で足をすべらせ転倒。（足首骨折で休業3か月）

## 動作の反動、無理な動作災害(腰痛)防止対策

物を持ちたり、運搬中に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は「膝型」を守り、重量制限や機械運搬の活用をしましょう。



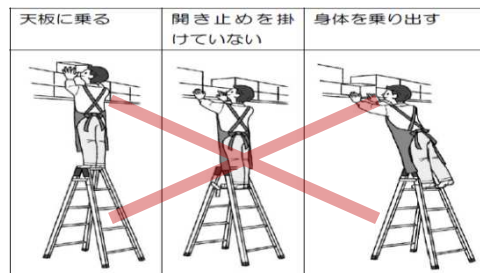
《災害事例》35歳・男性

冷蔵庫内の飲料が入った箱を軽いと判断し一気に持ち上げて腰を痛めた。(急性腰痛で休業3か月)

## 墜落・転落災害防止対策

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上げ等からの転落が多発しています。

長さの不適切なはしごや、不安定な踏み台の使用が原因です。安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。



《災害事例》58歳・男性

売り場で脚立の上段で作業中、後方に墜落した。(死亡)

## 切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

店舗の食品加工場においてスライサー機や包丁によるものが多く、物の鋭角部による災害もみられます。回転刃等を内蔵している機械は、手(指)が入らない方策や、刃工具類は手袋を使用しましょう。

人力運搬機(ロールボックスパレット、台車等)と他の物との間に手足等を挟まれる、また、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することのないよう、通路の整理整頓を行きましょう。

《災害事例》61歳・女性

スライサーでパンをカット中、パンのみみの部分を取る際に右中指が刃に当たった。(休業3か月)

## 交通労働災害防止対策

交通事故は、車やバイクでの配達中に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不履行等となっています。

安全な走行計画の作成と交通労働災害防止担当者による教育を行きましょう。



《災害事例》25歳・男性

バイクで配達中、右折のため停止中に後続車両に追突された。(死亡)

### <職場での労働災害防止対策とその効果>



#### 「効率的な運用・管理」

整理整頓によって荷物の運搬や積み替え作業の効率化にもつながります。

#### 「サービスレベルの向上」

顧客・利用者の安全、快適さの向上にもつながります。

#### 「他法令の順守」

食品衛生法など、他法令上の順守にもつながります。

# 安全活動ってなんですか？

安全活動には、「4 S活動」、「KY活動」、危険の「見える化」などがあります。

## 1 「4 S活動」を取り組みましょう

「4 S活動」とは、労働災害の原因を取り除くことで、4 Sは整理・整頓・清掃・清潔の頭文字です。

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4 S活動です。

4 S活動は、労働災害防止だけではなく、作業の効率化にも効果があります。

(「躰(しつけ)」を加えて、5 S活動とする場合もあります。)

- 整理**・・・必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること
- 整頓**・・・必要な物を決められた場所に、すぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置し、安全に配慮した置き方をすること
- 清掃**・・・作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除き、転倒災害等を防ぐこと
- 清潔**・・・職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと



## 2 「KY活動」を取り組みましょう

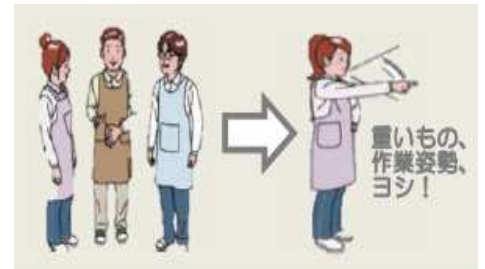
「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけることで、Kは危険、Yは予知の頭文字です。

ついウっかり・ボンヤリする、近道や省略などの横着をする、このような人の行動特性が誤った動作などの不安全な行動をもたらし、事故や災害の原因となります。

こうした事故や災害を防止するため、仕事を始める前にどんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。

そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが「指差し呼称」で安全を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスを、「KY活動」と呼びます。



## 3 危険の「見える化」を取り組みましょう

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化(=見える化)することです。

KY活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。墜落や衝突などのおそれがある箇所が分かれば、慎重に行動することができます。

「チェック！」してみよう！

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全推進者を選任していますか？(安衛法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく)	
2	職場内で「4 S活動」を実施していますか？	
3	職場内で「KY活動」を実施していますか？	
4	危険の「見える化」を実施していますか？	
5	従業員への安全教育・研修は行っていますか？	
6	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？	
7	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？	



《ステッカーの例》



《見える化の例》